

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の公表について

愛知県中央信用組合では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を、次のように策定しておりますので公表いたします。

愛知県中央信用組合 行動計画

当組合は、職員の仕事と家庭生活の両立させることができ、子供が健やかに生まれ育成される環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得を促進

<対策>

- ・毎月1回の年次有給休暇の取得を促進する（年次有給休暇付与日数内）
- ・アニバーサリー休暇（結婚記念日、自分記念日、本人・配偶者・子供の誕生日）実施日を設定し、取得促進を図る

目標2：所定外労働時間削減のための措置を実施

<対策>

- ・部署・支店別に所定外労働の実態を調査し原因分析、対策を検討する
- ・ノー残業デー実施日を設定、実施する

目標3：計画期間において女性労働者の育児休業取得が75%以上であること

<対策>

- ・育児休業対象者に対して指導し、育児休業の取得の促進を図る

目標4：若年者に向けた就業体験等の提供

<対策>

- ・インターンシップ受け入れ態勢を整備し、年1回以上の実施を継続する
- ・地域の小学生を対象に「金融教室」等を開催する